

働き方改革推進支援助成金



「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減等に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

是非ご活用ください。

令和7年度働き方改革推進支援助成金（令和7年4月1日から交付申請の受付を開始しています）

業種別課題対応コース

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された業種等が、労働時間削減等に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して助成

【助成率】

3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の推進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成）

【上限額】

成果目標の達成状況に基づき、最大800万円

労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して助成

【助成率】

3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の推進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成）

【上限額】

成果目標の達成状況に基づき、最大200万円

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して助成

【助成率】

3／4（事業規模30名以下かつ労働能率の推進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4／5を助成）

【上限額】

インターバル時間数に応じて、①9時間以上11時間未満：100万円②11時間以上：120万円

団体推進コース

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組みに対して助成

【助成率】 定額

【上限額】 500万円

複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は上限額1,000万円

※賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3％以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額をさらに6万円～最大60万円加算（5％以上：24万円～最大240万円加算。7％以上：36万円～最大360万円加算。（常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額2倍）。

（※注意）本助成金の交付申請の受付締切日は令和7年11月28日です。ただし、本助成金は国の予算額に制約されるため、締切日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

【お問い合わせ先】

愛媛労働局雇用環境・均等室 助成金コーナー

〒790-8538

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階

TEL：089-918-0011

本助成金の詳細はこちら→

